

2020年3月26日

「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

クレディ・アグリコル生命は、「われわれの顧客と社会のために日々仕事に取り組む」を存在意義とするクレディ・アグリコルグループの一員として、今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客様に対し、下記のと通りの対応を実施いたします。

1. ご請求に対する特別取扱いについて

保険金・給付金のご請求に際し、お客様からのお申し出により、本人確認書類基準を一部緩和するなどの対応により、迅速なお支払いに努めます。

また、医療機関（病院または診療所等）の発行した診断書など、お手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、代替書類などによる柔軟な対応をいたします。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

① 給付金について

新型コロナウイルス感染症は、当社の定める「疾病」に該当いたします。

新型コロナウイルス感染症またはその疑いで、医師の指示によりご入院された場合は、疾病により所定の入院日数に達すると給付金をお支払いする特約のご請求対象となります。所定の日数につきましては、ご契約内容をご確認ください。

なお、本来ご入院が必要であるにもかかわらず、医療機関の事情により、臨時施設（病院と同等とみなせる施設）に入所し医師の治療を受けている場合等も、医師の証明書等により、ご入院のお取扱いとなります。

② 保険金について

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合には、疾病による死亡保険金のお支払いの対象となります。

ご不明な点がございましたら、下記カスタマーサービスセンターまで、ご連絡ください。

以上